

『個人の方からの寄附金の税制上の優遇措置についてのご案内』

個人の方から本学院への寄附金について、**税額控除制度を選択**することが認められました。

税額控除制度と所得控除制度の比較

	税額控除制度	所得控除制度
概要	寄附者の所得税率を問わず 所得税額から寄附金額の 40% を控除	寄附者の所得に応じた 税率を寄附金額に 乗じて控除
控除額	所得税額から直接 寄附金額の 40% を控除	寄附者の所得に応じた 所得税率を寄附金額に 乗じて、控除額を決定
控除限度額	所得税額の 25%	総所得金額の 40%